

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

八戸市監査委員

(令和2.2)

八 監 第 104 号
令和 2 年 2 月 6 日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
壬 生 八十博 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 立 花 敬 之

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 財政援助団体等監査結果報告

1	監査実施日	7
2	監査の対象	7
3	監査の範囲	7
4	監査執行者	7
5	監査の方法	7
6	監査の結果	8

財政援助団体

	南郷産業文化まつり実行委員会	9
--	----------------	---

公の施設の指定管理者

	八戸弓道協会	11
	三八五流通株式会社	13

1 監査実施日

令和元年 11 月 13 日から令和元年 12 月 23 日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

団体名	所管課
南郷産業文化まつり実行委員会 (補助金名：南郷産業文化まつり事業補助金)	南郷事務所

(2) 公の施設の指定管理者

団体名	所管課
八戸弓道協会 (指定管理施設：八戸市弓道場)	スポーツ振興課
三八五流通株式会社 (指定管理施設：こどもの国・八戸植物公園)	公園緑地課

3 監査の範囲

平成 30 年度において執行された補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和元年度執行分を含む。）

4 監査執行者

監査委員 早狩博規
監査委員 小原隆平
監査委員 立花敬之

5 監査の方法

当該団体においては、補助金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、また、所管課においては、当該補助金等に係る事務の執行及び指揮監督が適切に行われているか否かを主眼として、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、当該団体及び所管課の職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、当該団体における補助金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に行われており、また、所管課における当該補助金等に係る事務の執行及び指揮監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

財政援助団体

南郷産業文化まつり実行委員会

補助金名 南郷産業文化まつり事業補助金
所 管 課 南郷事務所

1 概 要

(1) 設立及び目的

この委員会は、南郷地域内の関係団体が連携し「南郷産業文化まつり」を開催することにより、南郷地域の産業と文化の発展を図ることを目的として昭和 61 年に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 南郷産業文化まつりの実施計画に関すること。
- ② 南郷産業文化まつりの実施運営に関すること。
- ③ その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(2) 組 織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役 員

会 長	1 名
副 会 長	2 名
部 会 長	2 名
監 事	2 名

事務局

事 務 局 長	1 名
事務局次長	1 名
事 務 局 員	6 名

2 事業内容

平成 30 年度は、次の事業を実施している。

第 33 回南郷産業文化まつり

3 決算状況

平成 30 年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	1,884,527 円	(うち八戸市補助金 1,784,527 円)
支出決算額	1,884,527 円	
収 支 差 額	0 円	

4 監査項目

(1) 対象団体

- ① 有価物等管理事務 通帳、切手
 - ② 収入事務 収入事務等に関する書類
 - ③ 支出事務 支出事務等に関する書類
- (2) 所管課
- 支出事務 補助金の支出に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者

八戸弓道協会

指定管理施設 八戸市弓道場
所 管 課 スポーツ振興課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市弓道場

- ① 所在地 八戸市大字糠塚字下屋敷 9 番地 1
- ② 敷地面積 1,010.38 m²
- ③ 延床面積 236.25 m²
- ④ 施設内容 射場、的場

(2) 指定管理内容及び期間

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市弓道場条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

ア 指定管理施設の使用の許可に関する業務

イ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ その他市が必要と認める業務

- ② 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであった。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は、次のとおりである。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事 長	1 名
常 任 理 事	7 名
理 事	15 名（理事長及び常任理事を含む）
監 事	2 名

2 指定管理料

平成 30 年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 756,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

- ① 有価物等管理事務 通帳、切手

- ② 収入事務 指定管理料
- ③ 支出事務 支出事務等に関する書類
- (2) 所管課
 - ① 支出事務 指定管理料等の支出に関する書類
 - ② 契約事務 指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

三八五流通株式会社

指定管理施設　こどもの国・八戸植物公園
所　管　課　公園緑地課

1 概 要

(1) 施設概要

○こどもの国

- ① 所在地　八戸市大字十日市字天摩 33 番 2 号
- ② 敷地面積　31.4ha
- ③ 施設内容　入口広場ゾーン、芝生広場ゾーン、展望ゾーン、遊園地ゾーン、わんぱくゾーン、動物ゾーン、サクラの杜ゾーン、駐車場ゾーン

○八戸植物公園

- ① 所在地　八戸市大字十日市字天摩 33 番 2 号
- ② 敷地面積　5.6ha
- ③ 施設内容　緑化植物園ゾーン

(2) 指定管理内容及び期間

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市都市公園条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ア 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- イ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ウ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
- エ その他市が必要と認める業務

- ② 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであった。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は、次のとおりである。

施設長	1 名
次　　長	1 名
課　　長	3 名
係　　長	1 名
職　　員	22 名
アルバイト職員	30 名

2 指定管理料

平成 30 年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 105,460,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

- | | |
|------------|------------------|
| ① 現金取扱事務 | 小口現金 |
| ② 有価物等管理事務 | 通帳、切手、収入印紙、遊具利用券 |
| ③ 収入事務 | 遊具利用料、指定管理料 |
| ④ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 支出事務 | 指定管理料等の支出に関する書類 |
| ② 契約事務 | 指定管理に関する協定書関係 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。